

令和5年度

定期監査結果報告書

松阪市監査委員

23 松監第 000179 号
令和 6 年 2 月 1 日

松阪市監査委員 遠 中 敏 治
松阪市監査委員 杉 本 徳 男
松阪市監査委員 中 村 誠

令和 5 年度定期監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

なお、地方自治法第 199 条第 1 4 項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第1 監査対象箇所及び実施期間

(令和5年6月19日～令和5年11月15日)

対 象 箇 所		監査実施日	対 象 箇 所	監査実施日	
広 報 局	秘 書 課	5. 8 . 3	環 境 生 活 部		
	広 報 広 聴 課	7 . 27	環 境 課	5 . 9 . 4	
防 災 対 策 課		8 . 21	清 掃 事 業 課	9 . 14	
企 画 振 興 部			清 掃 施 設 課	11 . 10	
経 営 企 画 課		11 . 10	戸 籍 住 民 課	8 . 3	
市 政 改 革 課		7 . 13	地 域 安 全 対 策 課	8 . 10	
情 報 シ ス テ ム 課		8 . 21	人 権 ・ 多 様 性 社 会 課	7 . 21	
地 域 づ く り 連 携 課		8 . 3	健 康 福 祉 部 (福 祉 事 務 所)		
嬉 野 地 域 振 興 局	地 域 振 興 課	8 . 3	健 康 福 祉 総 務 課	9 . 4	
	地 域 住 民 課	7 . 21	地 域 福 祉 課	7 . 27	
三 雲 地 域 振 興 局	地 域 振 興 課	8 . 3	障 が い 福 祉 課	7 . 13	
	地 域 住 民 課	7 . 21	保 護 課	8 . 28	
飯 南 地 域 振 興 局	地 域 振 興 課	8 . 3	高 齢 者 支 援 課	9 . 14	
	地 域 住 民 課	7 . 21	介 護 保 険 課	11 . 2	
飯 高 地 域 振 興 局	地 域 振 興 課	8 . 3	保 険 年 金 課	8 . 28	
	地 域 住 民 課	7 . 21	健 康 づ く り 課	8 . 10	
総 務 部			こ ど も 局	こ ども 支 援 課	11 . 6
総 務 課		7 . 27		こ ども 未 来 課	11 . 15
財 務 課		9 . 4		子 ども 発 達 総 合 支 援 セ ン タ ー	8 . 28
職 員 課		8 . 10			
契 約 監 理 課		7 . 21			
市 民 税 課		8 . 21			
資 産 税 課		8 . 21			
収 納 課		8 . 21			
債 権 回 収 対 策 課		8 . 21			

対 象 箇 所	監 査 実 施 日	対 象 箇 所	監 査 実 施 日
産 業 文 化 部		消 防 団 事 務 局	5 . 7 . 13
商 工 政 策 課	5 . 7 . 27	松 阪 市 民 病 院	6 . 19
観 光 交 流 課	11 . 15	会 計 管 理 課	7 . 21
地 域 ブ ラ ン ド 課	11 . 2	上 下 水 道 部	6 . 19 8 . 10
競 輪 事 業 課	11 . 10	教 育 委 員 会 事 務 局	
企 業 誘 致 連 携 課	11 . 2	教 育 総 務 課	8 . 28
農 水 振 興 課	9 . 4	学 校 教 育 課	9 . 14
林 業 振 興 課	8 . 21	学 校 支 援 課	11 . 6
農 村 整 備 課	9 . 4	子 ども 支 援 一 研 究 セ ン タ	9 . 14
文 化 課	11 . 2	生 涯 学 習 課	11 . 2
北 部 農 林 水 産 事 務 所	9 . 4	ス ポ ー ツ 課	7 . 21
西 部 農 林 水 産 事 務 所	9 . 4	給 食 管 理 課	11 . 6
建 設 部		北 部 教 育 事 務 所	8 . 28
建 設 総 務 課	11 . 2	西 部 教 育 事 務 所	8 . 28
土 木 課	11 . 10	議 会 事 務 局	7 . 27
建 設 保 全 課	11 . 6	農 業 委 員 会 事 務 局	8 . 3
住 宅 課	9 . 14	監 査 委 員 事 務 局	11 . 15
都 市 計 画 課	7 . 13	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	7 . 21
営 繕 課	8 . 10		
建 築 開 発 課	7 . 13		
北 部 建 設 保 全 事 務 所	11 . 6		
西 部 建 設 保 全 事 務 所	11 . 6		

第2 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象とした事項

令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

必要に応じて令和5年度各課監査日までの事務事業の執行について

(3) 監査の基準

「松阪市監査基準」（令和2年4月1日施行）に準拠

第3 監査の方法

本年度の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各所属長の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。また、令和4年度監査結果の意見に対する取り組み等、措置状況についても合わせて確認した。

(1) 予算の執行は適法かつ効果的に行われたか。

(2) 事務事業は予算の目的に基づいて行われたか。

(3) 契約事務が公正適切に行われたか。

(4) 財産の取得管理、現金及び物品出納事務が適正に実施されたか。

(5) 補助金交付事務は、補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づき適正に行われたか。

(6) 事務の執行が合理的かつ効率的に行われたか。

(7) 職員服務規律等の徹底に取り組みられたか。

なお、令和5年7月1日付けで、識見監査委員(代表)の交代及び10月25日付けで、議員選出監査委員の交代があったため、6月30日以前は、西村和浩、杉本徳男、赤塚かおりが、7月1日から10月24日までは、達中敏治、杉本徳男、赤塚かおりが、10月25日以後は、達中敏治、杉本徳男、中村 誠が監査を行った。

また、松阪市民病院については、捜査・公判維持のため名古屋地方検察庁から未だ返還されていない書類があり、全ての書類に基づき監査を実施することはできなかった。

第4 監査の結果

監査の対象とした令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正に執行されていたが、後述のとおり、一部に改善・検討を要する事項が認められた。これらについては、内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度口頭・文書で善処を指示した。

多くの課に共通する事項

- 「納品書」において検収印が押されていないなど、不備が多く見られた。
【防災対策課、市政改革課、情報システム課、飯南地域振興課、総務課、職員課、環境課、地域安全対策課、健康福祉総務課、高齢者支援課、保険年金課、健康づくり課、子ども発達総合支援センター、地域ブランド課、北部建設保全事務所、生涯学習課、給食管理課、北部教育事務所】

- 契約相手方に提出を求める業務完了報告書や完成届などに記載誤りや添付する写真の不備などが見られた。また、書類の提出がないものも見られた。
【防災対策課、飯高地域振興課、財務課、資産税課、環境課、清掃事業課、地域安全対策課、観光交流課、文化課、土木課、北部建設保全事務所、上下水道部、給食管理課、西部教育事務所】

- 「物品役務完了検査調書」の不作成・不備が多く見られた。
【防災対策課、地域づくり連携課、三雲地域振興課、財務課、職員課、環境課、地域安全対策課、農水振興課、農村整備課、文化課、土木課、建設保全課、北部建設保全事務所、松阪市民病院、上下水道部、生涯学習課、給食管理課】

- 随意契約について、起案書に適用条項や随意契約理由の記載がないもの、本来は入札する案件を随意契約としているものが見られた。契約は一般競争入札を原則とし、特例である随意契約を行う場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と理由を起案書に明確に記載し、説明責任を果たされたい。
【広報広聴課、飯南地域振興課、環境課、清掃事業課、地域安全対策課、健康づくり課、商工政策課、農村整備課、文化課、土木課、上下水道部】

以上の指摘については、「松阪市契約規則」、「松阪市物品及び業務委託契約執行規程」、「松阪市小規模修繕等契約取扱要綱」に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- 補助金交付事務において、交付申請書に記載誤りや記載漏れなどの不備、実績報告書に添付される証拠書類について、領収書の但し書に記載がないものや日付の誤り、領収書が添付されていないなどの不備が見られた。

所管課においては十分な審査等を行い、適切な指導に努められたい。

また、補助金案件ごとに関係書類を一連の流れに沿って、わかりやすく整理するよう簿冊の管理に努められたい。

【防災対策課、飯南地域振興課、高齢者支援課、商工政策課、競輪事業課、企業誘致連携課、農水振興課、スポーツ課】

- 公用車運行日誌に使用時間やアルコールチェックの記載漏れが見られた。公用車を使用する際は、「松阪市庁用自動車管理規程」に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【地域福祉課、文化課、土木課、建築開発課、松阪市民病院、給食管理課】

- 債務負担行為の設定がなく、前年度中に契約締結の起案が行われているものが見られた。

【地域づくり連携課、営繕課、北部建設保全事務所】

個別事項

◎ 秘書広報局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【広報広聴課】

◎ 防災対策課

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 企画振興部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【市政改革課、情報システム課、地域づくり連携課、地域振興課（三雲、飯南、飯高）】

- 研修等は、オンライン研修も検討するなど、旅費削減に努められたい。

また、オンライン受講の際には、職員が受講できる環境を整える配慮や対策を講じられたい。

- 公共建築物定期点検業務について、報告基準の統一や点検・診断のバラツキを防ぐ対策を講じられたい。

【市政改革課】

◎ 総務部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【総務課、財務課、職員課、資産税課】

- 職員の資格取得について、スキルアップやキャリアアップに繋がるよう、補助金制度を有効に活用ができるような取り組みをされたい。

【職員課】

◎ 環境生活部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【環境課、清掃事業課、地域安全対策課】

- 契約事務において、見積書が徴取されていないもの、単価契約に係る起案書及び請書が作成されていないものが見られた。

【地域安全対策課】

◎ 健康福祉部・福祉事務所

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
【健康福祉総務課、地域福祉課、高齢者支援課、保険年金課、健康づくり課、子ども発達総合支援センター】
- 老人クラブ活動助成補助金について、様々な活動に取り組まれているが、その活動内容に補助金の公平性が保たれるよう、指導・助言に努められたい。
【高齢者支援課】
- 特定健診の受診率向上にあたり、情報収集に努め、受診勧奨の啓発にはナッジ理論の活用を検討されたい。
【保険年金課】
- 契約書に市側の契約印が押印されていないものが見られた。
- 当初契約書と変更契約書が別に綴られている、委託料と補助金の書類が混在して綴られているなど、簿冊の整理が適切でなかったものが見られた。
「決裁事務の適正な取り扱いに関するガイドライン」に基づき整理されたい。
【こども未来課】

◎ 産業文化部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
【商工政策課、観光交流課、地域ブランド課、競輪事業課、企業誘致連携課、農水振興課、農村整備課、文化課】
- これまでも関係各課が協力し、業務にあたっているが、今後も連携強化により、県内外への情報発信や観光客誘致などに努められたい。
【観光交流課、地域ブランド課、文化課】
- 契約並びに補助金関係書類は、「決裁事務の適正な取り扱いに関するガイドライン」に基づいて整理されたい。

【農水振興課】

◎ 建設部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
【土木課、建設保全課、営繕課、建築開発課、北部建設保全事務所】

- 住宅使用料について、過年度分を中心に収入未済額が多額である。債権回収対策課と連携して回収に取り組まされたい。また、住宅新築資金等貸付金の償還について、引き続き、滞納繰越分の回収に努めるとともに、債権整理を検討されたい。

【住宅課】

◎ 消防団事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 松阪市民病院

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
- 契約締結に係る起案書決裁日と実際の決裁行為日に乖離があり、その間、契約書がないままに、予算執行されていた。
- 長期継続契約に該当しない公用車の再リース契約や遠隔読影サービス契約が長期継続契約となっていた。
- 委託契約における請書がないものや、契約日が記載されていないものが見られた。また、変更契約において、起案書に変更理由が記載されていないものが見られた。

◎ 会計管理課

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 上下水道部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
- 変更契約書に市側の契約印が押印されていないものが見られた。

◎ 教育委員会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
【生涯学習課、スポーツ課、給食管理課、北部教育事務所、西部教育事務所】

- 委託事業の執行において、他の委託事業と重複する内容が見られた。
委託事業の公益性・公平性・公正性を担保するために、関係部署と協議し、
一定のルールを設けると共に、十分な審査と適切な指導に努められたい。
【生涯学習課】

- 長期継続契約に該当しない空調設備保守点検業務委託が長期継続契約と
なっていた。
【西部教育事務所】

◎ 議会事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 農業委員会事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 監査委員事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 選挙管理委員会事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

意見

◎ 契約事務について

契約事務について、基本的な事務処理の不備として、契約書や請書の不作成、起案書に随意契約の適用条項や理由が記載されていないものが見られた。また、予定価格調書の作成がないものや、予定価格調書の作成を省略した場合、起案書に予定価格を記載することになっているが、記載のないものが見られた。

契約書条項で、「個人情報取扱特記事項」及び「松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除要綱に関する特記仕様書」の全部又は一部記載のないものが見られた。また、再委託等に係る手続きについて、市の承認なく再委託できるようになっているものが見られた。担当者はもとより決裁者もマニュアル等の再確認により、周知徹底を図られたい。

1者随意契約においては、法令や規則等に基づき、契約理由の合理性、契約金額の妥当性を十分に検討するとともに、説明責任が果たせるように理由を明確に記載し、厳正かつ公正な運用をされたい。

近い時期に同じ箇所又は近接箇所において同業者による修繕が随意契約により施行されているものが見られた。意図的な分離発注ととられかねないよう、施工内容や随意契約理由などを明確にするよう留意されたい。

これらについては、「松阪市契約規則」、「松阪市物品及び業務委託契約執行規程」、「松阪市小規模修繕等契約取扱要綱」に基づき、適正な事務処理に努められたい。

なお、契約監理課より研修の実施や指導をされているが、継続した各部局への指導に取り組まれたい。